

タイトル	和光市における土砂災害特別警戒区域への総合的な対応策
------	----------------------------

いつ 実施日時・工期	和光市がけ地近接等危険住宅除去事業補助金（以下、補助制度）については令和2年9月定例会にて補正予算案を上程予定。補正予算成立後、以下、3つの対応策を実施する。
どこで 会場・開催地等	対象は、市内土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
だれが 主催者・関係者	和光市
なにを 事業内容など	<p>市内土砂災害特別警戒区域に対して3つの対応策を実施する。</p> <p>①急傾斜地の対応策</p> <p>急傾斜地の土地の寄付及び周辺住民の合意形成が図れる場合、市と県が調整し、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域指定により県事業として対策工事を実施してもらうことを検討する。</p> <p>②まちづくりによる対応策</p> <p>市民が土砂災害特別警戒区域を含む地域の新たな開発を要望する場合、市事業として、地域住民とまちづくりに関する勉強会の実施など技術的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合施行または個人施行による土地区画整理事業に向けた検討。</li> <li>・民間開発を誘導する地区計画の検討。</li> </ul>

	<p>③個別の対応策</p> <p>土砂災害防止法に基づき、県が指定する以前から土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅に対し、被災の有無に関わらず住宅の除去工事の補助制度（上限97万5千円）を創設する。</p> <p>被災を受けた土地所有者には、上下水道料金及び固定資産税の減免を行う。</p>
<p>な ぜ</p> <p>目的・理由</p>	<p>和光市には、土砂災害警戒区域が24か所、そのうち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が19か所ある。</p> <p>土砂災害特別警戒区域においては、土地所有者の負担のもと、対策を講じることが原則だが、現実的に実施困難な場合があり、対策が進まなければ、急傾斜地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれがあることから、行政として総合的に対応する必要があると判断したため。</p>
<p>ど う し た</p> <p>経緯・経過</p>	<p>土砂災害特別警戒区域への総合的な対応策を3つ打ち出した。</p>
<p>金 額</p>	<p>補助制度：住宅の除却に要する経費相当額又は1戸当たり97万5千円のいずれか少ない額。</p>
<p>そ の 他</p>	

問い合わせ先 担当課	課名	危機管理室
	氏名	室長 渡邊 宗臣
	電話	048-464-1111 (内線2374)
	課名	都市整備課
	氏名	課長 加山 卓司
	電話	048-464-1111 (内線2221)
	課名	建築課
	氏名	課長 福田 裕子
	電話	048-464-1111 (内線2205)